

自主防災会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、自治会 第 条第 号の規定に基づき、防災対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この組織は、自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第3条 本会は、地区住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材等の備蓄及び維持管理に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(防災計画)

第5条 本会は、防災計画の作成に努めるものとする。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び役割分担に関すること。
- (2) 年間の活動計画に関すること。
- (3) その他必要な事項

附 則

この規約は、年 月 日から施行する。